

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-12] 保健事業支援業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 18,813,850円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施をはじめとした高齢者保健事業においては、国民健康保険における保健事業との連携が求められている。兵庫県国民健康保険団体連合会は兵庫県下の各市町が実施している国民健康保険における保健事業を熟知しているとともに、医療制度の運営に関する専門的な知見を有している。よって、当該相手方に業務委託することが適当であることから随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-14] 兵庫県国民健康保険団体連合会への後期高齢者
医療に係る業務委託（統括契約）

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 149,099,019円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
業務ごとの競争入札に適さない理由は、下記のとおり。
① ア 柔道整復療養費については、近畿厚生局長、兵庫県知事、社団法人兵庫県柔道整復師会長（又は個人）との協定に基づき、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）又は都道府県との協議により全国健康保険協会都道府県支部が設置する柔整審査会の審査を経て、支払いを行う必要がある。また、令和7年4月からのあはき療養費については、国保連合会が設置する、あはき審査会の審査を経て、支払いを行う。
国保連合会は国民健康保険や過去の老人保健業務において審査支払の実績があり、請求支払システムで管理を行っている審査支払結果を確実に後期高齢者医療広域連合電算処理システム（以下「標準システム」という。）に反映させることができる。
イ 療養費については、国保連合会は国民健康保険において内容審査の実績があり、後期高齢者医療においても審査及び支給事務を行っており、審査結果を審査月の翌月に標準システムに反映させることが可能である。加えて、国保連合会に設置されている審査会と遅滞なく連携が可能であり、それをもって被保険者等への迅速な給付等の対応が実現できる相手方は国保連合会のみである。
② 第三者行為求償業務については、高齢者の医療の確保に関する法律第58条第3項及び第155条第2項第1号により、第三者行為による損害賠償請求権の求償事務は国

民健康保険団体連合会に委託することができるとなっている。なお、社会保険診療報酬支払基金は、同様の規定がないため委託できない。

③ 当広域連合では、広域連合側の基幹システムとして標準システムを稼働させている。一方、当広域連合がレセプトの審査支払等を委託している国保連合会においては、レセプトの審査及び管理に国保総合システムのレセプト電算処理システムを採用しており、当広域連合において過誤・再審査の申出情報及び結果情報を適切に管理するためには国保連合会の請求支払システムと合わせて広域連合の標準システムとのデータ連携が必要となる。これら3つのシステムは、いずれも国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）提供であり、3つのシステム連携は、国保連合会以外では行えない。

④ 高齢重度障害者医療との給付調整を実施し、関連帳票等を作成する本業務の実施にあたっては、各市町福祉医療部門の福祉医療資格マスタが必要となる。よって、兵庫県内全市町の福祉医療資格マスタを受領し、管理している国保連合会において実施することにより、効率化を図ることができる。

⑤ 高額介護合算療養費関連データ連携業務は、広域連合と各介護保険者がデータ連携を行うものであり、県内すべての介護保険者の情報の集約は、国保連合会以外では行えない。

⑥ ④および⑤の業務を踏まえて、高額療養費外来年間合算算定帳票と高額介護合算療養費算定帳票のPDFおよびCSVファイルを作成するため、国保連合会に委託することが適当である。

⑦ 当広域連合は、国保中央会が提供する国保総合システムによりレセプト管理を行っている。このシステムは、国保連合会に管理サーバを設置して画像データ等を保管し、各保険者は、保険者専用ネットワークを利用してオンラインサービスの提供を受ける仕組みとなっている。そして、レセプトの過誤・再審査処理においては、国保連合会の請求支払システム及び広域連合の標準システムとのデータ連携が必要とされるが、これら3つのシステムはいずれも国保中央会より提供されたものであり、システム連携が考慮されている

以上のことから、③、⑤、⑦については国保連合会以外には委託できない。

また、それ以外の業務についても国保連合会以外へ委託しようとするれば、システム構築等に時間及び費用を要するため、デメリットが大きい。よって、迅速かつ適切な処理を行うためには、国保連合会に委託することが適切である。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-15] 兵庫県国民健康保険団体連合会への診療報酬明細等、柔道整復施術療養費、あん摩・マッサージ療養費及び鍼灸療養費の画像申請書管理業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 93,581,017円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
当広域連合は、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が提供する国保総合システムによりレセプト管理を行っている。当該システムは、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に管理サーバを設置して画像データ等を保管し、各保険者は、保険者専用ネットワークを利用してオンラインサービスの提供を受ける仕組みとなっている。よって本件業務は国保連合会でなければ履行できないため、当該相手方との随意契約を行うものである。

（診療報酬明細書等管理業務）

レセプトの過誤・再審査処理においては、国保連合会の請求支払システム及び広域連合の後期高齢者医療広域連合電算処理システムとのデータ連携が必要とされるが、これら3つのシステムはいずれも国保中央会より提供されたものであり、システム連携が考慮されている（他のレセプト管理システムを採用した場合、国保連合会から提示された管理手数料（1件当たり3.08円）以下で、確実なデータ連携を確保することは困難）。

よって、今後も迅速かつ適切な処理を行うためには、国保連合会に随意契約することが適当である（競争入札に適さない。）。

（柔道整復施術療養費、あん摩・マッサージ療養費及び鍼灸療養費の画像申請書管理業務）

レセプト管理システムにおいて、平成30年1月より柔道整復施術療養費の申請書が画像データ化され検索表示等が可能とされたことに伴うものであり、今後の療養費適正化業務における支援システムの標準となるべきものである。また、令和7年4月よりあはき療養費画像申請書管理業務が新設された。これらの業務は適切な適正化事務を行う上で、国保連合会に随意契約することが適当である（競争入札に適さない。）。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-16] 兵庫県国民健康保険団体連合会への柔道整復療
養費支給申請書画像データ作成業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 1,320,000円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

本業務は、当広域連合が兵庫県国民健康保険団体連合会に委託している柔道整復施術療養費の画像申請書管理業務において管理している柔道整復療養費支給申請書から複製した画像データを抽出作成する業務である。

よって、当該相手方に業務委託することが適当であることから随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-17] 兵庫県国民健康保険団体連合会へのレセ電コード情報ファイル作成業務委託

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 1,122,000円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

本業務は、当広域連合が兵庫県国民健康保険団体連合会に委託する診療報酬明細管理業務において使用しているレセプト情報から「レセ電コード情報ファイル」をCSV形式にて抽出作成する業務である。よって、当該相手方に業務委託することが適当であることから随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-18] 後期高齢者医療療養費審査事務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 96,086,821円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
(1) 療養費（柔道整復施術療養費を除く。）、あはき療養費及び移送費の審査手数料
療養費について、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は国民健康保険において内容審査の実績があり、後期高齢者医療においても審査及び支給事務を行っており、審査結果を審査月の翌月に標準システムに反映させることが可能である。加えて、国保連合会に設置されている審査会と遅滞なく連携が可能であり、それをもって被保険者等への迅速な給付等の対応が実現できる相手方は国保連合会のみである。
(2) 柔道整復療養費については、近畿厚生局長、兵庫県知事、社団法人兵庫県柔道整復師会長（又は個人）との協定に基づき、国保連合会又は都道府県との協議により全国健康保険協会都道府県支部が設置する柔整審査会の審査を経て、支払いを行う必要がある。また、国保連合会は国民健康保険や過去の老人保健業務において審査支払の実績があり、請求支払システムで管理を行っている審査支払結果を確実に標準システムに反映させることができる。
以上のことから国保連合会に委託することが適当である。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-19] 後期高齢者医療診療報酬審査支払事務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 1,712,939,743円

随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
「後期高齢者医療に係る診療報酬明細書の審査及び支払に関する事務は、国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託することができる」旨が、高齢者の医療の確保に関する法律第70条第4項に定められており、令和6年度は兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）において、毎月約240万件の診療報酬明細書の審査及び支払を行った実績がある。
また、全国の国民健康保険団体連合会は国民健康保険中央会を経由しての全国決済（他都道府県の国民健康保険団体連合会での審査支払分についての相互調整）を行っており、兵庫県単独で社会保障診療報酬支払基金に審査支払委託を行うと、この全国決済が行えず、他府県分との資金調整が必要になることや、他都道府県の国民健康保険団体連合会からの診療報酬明細書送付に時間が掛かることとなる。さらに、国保連合会に委託している他業務とも深く関係しているため、業務連携の見直しやシステム改修が必要になる等、事務負担面・費用面でのデメリットが大きい。
よって、業務を確実に遂行できる唯一の団体が国保連合会であることから、当該相手方と随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-21] システム運用支援業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県国民健康保険団体連合会

契 約 金 額 21,914,549円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

当広域連合では、システム運用に関する知識やノウハウの習得や蓄積、継承が課題となっており、またシステムベンダと調整も必要である。そのため、医療関連システムに関する高度な知識とノウハウを有する者から、システムベンダと利害関係のない立場で支援を受ける必要があるが、仕様で決められない部分が多いことから入札に付することができない。そのため、審査支払機関として医療制度関連システムの運用保守に関する高度な知識とノウハウを有しており、システムベンダとも利害関係がなく、後期高齢者医療制度発足時から密接に関わっている兵庫県国民健康保険団体連合会に、システム運用に関する支援業務を委託しようとするものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-22] アマゾンウェブサービス（AWS）利用
契 約 日 令和7年4月1日
相手方の商号又は名称 (株)日立システムズ
契 約 金 額 144,597,835円
随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

次期後期高齢者医療広域連合電算処理システムはクラウド化（AWS）されるが、クラウド利用については、国民健康保険中央会が決定した集約機関事業者（（株）日立システムズ）と各広域連合が契約（アマゾン ウェブ サービス（AWS）利用契約）する必要がある。

よって、本件業務は当該相手方でなければ履行できないため、随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-23] COBOL製品ライセンス保守

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 (株)日立製作所

契 約 金 額 2,778,666円

随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

次期後期高齢者医療広域連合電算処理システムに必要なソフトウェアのCOBOL製品について、国民健康保険中央会が決定した集約機関事業者（（株）日立製作所）と各広域連合が契約（COBOL製品ライセンス保守契約）する必要がある。

よって、本件業務は当該相手方でなければ履行できないため、随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-24] JP1・SORTライセンス保守

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 (株)日立製作所

契 約 金 額 19,299,650円

随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

次期後期高齢者医療広域連合電算処理システムに必要なソフトウェアのJP1・SORT製品について、国民健康保険中央会が決定した集約機関事業者（（株）日立製作所）と各広域連合が契約（JP1・SORT製品ライセンス保守契約）する必要がある。

よって、本件業務は当該相手方でなければ履行できないため、随意契約を行うものである。

備 考 長期継続契約

契約予定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-25] 総合法令管理システム保守運用業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 第一法規（株）

契 約 金 額 7,288,600円（単価契約・5年間の予定総額）

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

当広域連合は、市町からの派遣職員で構成されており、法制執務経験のある職員の継続的な派遣が期待できないこと及び法制執務の安定性確保の観点から、第一法規（株）が開発したシステムを導入している。

必要機能をすべて具備している当該システムの運用保守業務は、システムの著作権を有する同社でなければ履行できないため、随意契約を行うものである。

備 考 長期継続契約

契約予定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-26] 保存文書の保管等に係る寄託

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 三井倉庫ビジネスパートナーズ（株）

契 約 金 額 11,990,000円（単価契約・5年間の予定総額）

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
本件は、三井倉庫（株）（三井倉庫ビジネスパートナーズ（株）の親会社）が所有する保管場所において、当広域連合の個人情報を含む保存文書を保管すること及びこれに付随する配送、閲覧及び廃棄処理業務であり、閲覧のための訪問又は取り寄せが頻繁に発生する。閲覧の多くは至急の対応が必要となるものであり、当広域連合近辺に保管場所があることでそれを可能としている。
また、同社以外と契約する場合は移送期間中に閲覧ができなくなるため、業務及び住民サービスへ影響を及ぼす可能性がある。
よって、現保管場所の窓口である三井倉庫ビジネスパートナーズ（株）に寄託することが適当であることから随意契約を行うものである。

備 考 長期継続契約

契約予定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-27] 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム
ハードウェア・ソフトウェア等賃貸借

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 アトラス情報サービス（株）

契 約 金 額 159,717,837円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

クラウド化を伴う機器更改後の次期後期高齢者医療広域連合電算処理システムで必要となるハードウェア・ソフトウェアのうち、各広域連合が独自に調達するとされたもののうち、令和5年度に契約したネットワーク機器等を除く物件の賃貸借及び保守等を行うにあたり、後期高齢者医療広域連合電算処理システム保守運用業務と一体的に行う必要がある。

よって、令和4年度に実施した公募型プロポーザルにより決定した事業者である、アトラス情報サービス（株）に業務委託することが適当であることから随意契約を行うものである。

備 考 長期継続契約

契約予定期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-28] アウトソーシングサービス契約（後期高齢者医療広域連合電算処理システムの機器更改に係る保険者専用ネットワーク関係機器の継続設置に係るハウジング費用）

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 (株) さくらケーシーエス

契 約 金 額 1,553,508円

随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

現在、後期高齢者医療広域連合電算処理システムに係るネットワーク機器のうち、兵庫県国民健康保険団体連合会が設置する「広域向けFW」を(株) さくらケーシーエスのデータセンターに設置している。、契約満了後も兵庫県国民健康保険団体連合会の保険者ネットワークの更改が完了するまでの間、引き続き、(株) さくらケーシーエスのデータセンターに機器を設置する必要がある。

よって、本件業務は当該相手方でなければ履行できないため、随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-29] 高齢者保健事業

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 兵庫県内41市町

契 約 金 額 612,925,028円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

高齢者の医療の確保に関する法律第125条の2第1項の規定に基づき、高齢者保健事業の一部について、当該後期高齢者医療広域連合に加入する市町村に対し、その実施を委託することができる。

また、兵庫県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画においても、当広域連合は、その他の保健事業について関係市町が実施する国民健康保険保健事業及び地域支援事業と一体的に実施することを推進し、その事業の一部について関係市町に委託して実施することに取り組むとしている。

よって、本件業務は当該相手方でなければ履行できないため、随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-30] 財務会計システム構築及び保守運用業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 (株) 内田洋行

契 約 金 額 21,945,000円（5年6か月間の契約総額）

随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
現行システムは、兵庫県後期高齢者医療広域連合の設立当初より、(株)内田洋行のシステムに独自カスタマイズを加えた上で、稼働させている。
本システムは、予算登録支援から執行管理をはじめ決算に至る財務会計事務全般を対象とし、及び収納並びに支払業務等の住民サービスにおいて、金融機関との確実な業務連携を実現している重要なシステムであることから、障害が発生し、処理が遅延した場合、広域連合の会計事務だけでなく、支払が滞るなどの住民サービスへの影響が極めて大きい。
したがって、障害発生時には迅速な対策をとり、その影響を極力最小限度に抑えて会計事務を円滑に遂行することが求められる。通常運用については、安定稼働が求められることはもとより、新たな課題や問題が発生した場合のシステム対応についても、正確かつ迅速に行う必要がある。
これらの対応及び運用保守業務を行うためには、本システムの仕様を熟知している開発事業者でないと不可能である。
よって本件業務は、本システムの開発事業者であり、上記の諸要件を満たす同社と随意契約を行うものである。

備 考 債務負担行為

契約期間 令和7年4月1日から令和12年9月30日

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-35] 兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム システム保守運用業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 アトラス情報サービス（株）

契 約 金 額 183,725,439円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

クラウド化を伴う機器更改後の後期高齢者医療広域連合電算処理システムへの移行及び安定的な稼働実現のため、高い技術力をもった業者からの広範囲にわたる提案を受ける必要があり、価格競争のみでは適切な業者選定が困難であるため、公募型プロポーザルを実施し、提案審査委員会による審査を行い、採点結果が一番高かった事業者と随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-36] 診療報酬明細書点検等業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 (株) オークス

契 約 金 額 193,479,000円

随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

月250万件に及ぶ医療機関からの請求に対するレセプト点検の効果を向上させる必要があり、経験やノウハウなど、価格以外の要素が点検効果である査定額に大きく影響するため、提案を通じて価格以外の要素を含めて評価し、最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施し、提案審査委員会による審査を行い、採点結果が一番高かった事業者と随意契約を行うものである。

備 考 長期継続契約

契約予定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

様式第2号（第4条関係）

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-37] 柔道整復施術等に係る療養費支給申請書の点検等に関する業務

契 約 日 令和7年4月1日

相手方の商号又は名称 (株) メディブレーン

契 約 金 額 53,851,050円（単価契約・3年間の予定総額）

随 意 契 約 理 由 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)

柔道整復施術等に係る療養費支給申請書の内容点検や被保険者への照会等の業務、申請書画像システムやそれに伴う機器を継続的に使用するための保守・維持管理業務を一体的かつ効果的・効率的に実施するためには、提案を通じて価格以外の要素を含めて評価し、最適な事業者を選定する必要があることから、公募型プロポーザルを実施し、提案審査委員会による審査を行い、採点結果が一番高かった事業者と随意契約を行うものである。

備 考 長期継続契約

契約予定期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額

随意契約情報

[契約番号] 契約件名 [R7-31] 被保険者向けリーフレット印刷・封入封緘・配送差出業務

契 約 日 令和7年4月8日

相手方の商号又は名称 東洋紙業（株）

契 約 金 額 18,570,200円

随 意 契 約 理 由 （地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）
令和7年3月中旬、厚生労働省保険局から、令和7年8月までの対応を予定していた後期高齢者に係る資格確認書の職権交付の暫定的な運用について、期間の延長を検討しているとの通知があった。あわせて、正式な決定通知は4月以降となるため、3月時点から、暫定運用期間延長の周知リーフレットを5月頃に全被保険者へ送付できるよう準備を進めるように依頼があった。
本件業務に対応するにあたり、一般競争入札の場合、入札スケジュールを考慮すると公告期間は4月1日からとなり、厚生労働省からの正式な決定通知に間に合わない。
このことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争入札に付すことができないときに該当し、令和7年3月10日付の一般競争入札「資格確認書等印刷、封入封緘等業務」の落札業者である東洋紙業（株）であれば、本件業務の宛名抽出等は類似データの処理であるため円滑に対応でき、校正等の打ち合わせも少なく早急に作業を進められることから、当該相手方と随意契約を行うものである。

備 考

※契約金額は全て消費税及び地方消費税を含む金額